

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	松川地区上河戸集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=6)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が33%、70歳以上は全体の66%に上る。
また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

上河戸集落の農地利用は、既存の中心経営体である認定農業者2経営体が一部の農地を集約化している。今後も、集落内の耕作者及び既存の担い手が連携をとりながら、担い手への農地集約を進める。

松川町環境保全組合が多面的機能支払制度を活用し、集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、「集落外から人材を確保する必要がある」が33%、「わからない」が67%となっており、水稲での営農収支が厳しい中で、後継者の呼び込みや確保は難しいとの声があった。
集落内の若手農業者を支えていくとともに、既存の担い手(農業法人等)との連携を強化する。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要ない」が50%、「必要である」が17%となっている。
集落全体でのほ場整備は実施していないが、その区画や農道は耕作者に適したものとなっている。今後、農道を舗装をするなど、担い手が営農しやすい環境整備を行っていく。
なお、水害によって水田や水路等に土砂が流入し、営農に支障が生じている箇所があり、必要に応じてその改善を図っていく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落ではアンケートに回答した耕作者の100%が水稲を作付けしており、現状維持が大半を占めている。
当集落は水害常襲地域であり、水稲以外の耕作を行うことが困難である。そのため水稲の生産を中心として進めていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「個別に防護柵を設置し、鳥獣の進入防止を図る」が最も回答数が多く、引き続き個別の対策を図る。
当集落では、イノシシ、ヌートリアの被害が深刻化している。捕獲対策を実施しているが、個体数が増加してきており対策が追い付かない状況。引き続き捕獲及び防護の両方から対策を講じていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が83%、「UIターナーや新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が17%となり、回答者全員が担い手と連携を取りながら農地を守っていく方向性が示された。今後、担い手への農地の集積を図り、集落の農地を保全していく。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、松川環境保全組合が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組は、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割をしっかりと果たしていく。
当集落の農地・営農環境保や頻発する水害への対策について、自治会等でも話し合いの場を設けていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		4.9 ha		5.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。